

ノルウェー

商標法

2010年3月26日の法律No. 8により最終改正された1961年3月3日の法律

2013年7月1日施行

目次

第1章 総則

- 第1条 商標等に対する排他的権利
- 第2条 商標になり得る標識
- 第3条 商標権の確立
- 第4条 商標権の内容
- 第5条 商標権の制限
- 第6条 商標権の消尽
- 第7条 権利の対立がある場合の優先順位
- 第8条 消極的に維持する効果
- 第9条 併存
- 第10条 欺瞞商標等
- 第11条 教科書等における商標の複製

第2章 商標の国内登録出願

- 第12条 登録出願
- 第13条 出願の補正
- 第14条 登録の一般条件
- 第15条 公益に反する商標
- 第16条 他人の権利に抵触する商標
- 第17条 権利の部分放棄
- 第18条 商品又はサービスの類
- 第19条 優先権
- 第20条 登録条件の審査
- 第21条 商標についての権利
- 第22条 登録及び公告
- 第23条 出願書類の不備
- 第24条 拒絶
- 第25条 出願事案における書類の閲覧

第3章 異議申立及び取消

- 第26条 異議申立
- 第27条 異議申立の処理
- 第28条 商標についての権利
- 第29条 異議申立事案の決定

第 30 条 先の優先権を伴う出願を理由とする取消

第 31 条 書類の閲覧

第 4 章 商標登録の有効期間, 商標の変更

第 32 条 登録の有効期間

第 33 条 登録の更新

第 34 条 登録商標の変更

第 5 章 審理, 無効及び抹消

第 35 条 無効

第 36 条 変質等に関連する抹消

第 37 条 商標の不使用に基づく抹消

第 38 条 一部無効及び抹消

第 39 条 訴訟事件の提起要件等

第 40 条 行政審理請求の提出及び処理

第 41 条 ノルウェー工業所有権庁事案と裁判所事案との関係

第 42 条 一定の特別な場合における無効及び抹消

第 43 条 未知の住所等に関連する抹消

第 44 条 無効又は抹消に関する決定の効果

第 45 条 職権による取消

第 46 条 登録期間満了等に関連する抹消

第 47 条 商標登録簿への登録及び公告

第 48 条 書類の閲覧

第 6 章 審判請求及び訴訟

第 49 条 ノルウェー工業所有権審判部の決定に対する審判請求

第 50 条 審判請求の提出

第 51 条 審判請求の処理

第 52 条 ノルウェー工業所有権審判部の決定に対する裁判所の審理

第 7 章 移転及びライセンス等

第 53 条 移転

第 54 条 ライセンス

第 55 条 差押等

第 56 条 商標登録簿における移転及びライセンスの登録等

第 8 章 商標侵害に対する制裁

第 57 条 侵害の禁止

第 58 条 商標侵害に対する補償及び損害賠償

第 59 条 侵害の防止措置

第 59a 条 侵害事件での判決に関する情報の伝達

第 60 条 民事事件における責任解除の根拠

第 61 条 罰則

第 61a 条 登録が公告される前の使用

第 9 章 訴訟に関する規定

第 62 条 強制的裁判地

第 63 条 提訴権

第 64 条 訴訟の通知

第 65 条 判決の転送

第 10 章 商標の国際登録

第 66 条 定義

第 67 条 商標の国際登録出願

第 68 条 ノルウェー工業所有権庁による出願の処理

第 69 条 登録を他国で有効とするための請求等

第 70 条 国際商標登録をノルウェーにおいて発効するための請求

第 71 条 異議申立

第 72 条 国際商標登録の効果

第 73 条 国内商標登録と国際商標登録との関係

第 74 条 国際商標登録が停止した場合の効果

第 75 条 国内商標登録への変更

第 76 条 書類の閲覧

第 11 章 雑則

第 77 条 通信宛先

第 78 条 原産国における登録証明

第 79 条 原産国と同様の登録権

第 80 条 期限不遵守の効果

第 81 条 商標登録簿等に関して

第 82 条 本法の規則(手数料等)

第 12 章 最終規定

第 83 条 施行及び経過規定

第 84 条 他の法律の修正

第1章 総則

第1条 商標等に対する排他的権利

自然人又は法人は、本法の規定により、商工業事業の商品又はサービスのための識別標識として商標を使用する排他的権利(商標権)を取得することができる。

協会その他の組織は、商工業事業の商品又はサービスのためにその構成員のための団体商標を使用する排他的権利(団体標章)を取得することができる。商品又はサービスに関して規格を制定する又はその他の試験を実施する公的機関、財団、会社その他の組織は、当該規格又は試験が適用される当該商品又はサービスのために商標を使用する排他的権利(保証又は証明標章)を取得することができる。本段落にいう商標は、団体標章と称する。

自己の名称又は保護された事業名称を自己の商品又はサービスのための標識として使用する者は、同一地域内において他の者がその名称を商標として不法に使用した場合は、本法の規定による保護を享受するものとする。

第2条 商標になり得る標識

商標は、1事業の商品又はサービスを別の事業のものと識別することができる標識であって、例えば、スローガンを含む語及び語の組合せ、名称、文字、数字、図及び絵又は商品の形状、それらの外装若しくはそれらの包装から成ることができる。

商品の性質に起因する形状であって、技術的成果を得る、又は商品に実質的な価値を付加するために必要な形状のみからなる標識については、商標権は取得することができない。

第3条 商標権の確立

商標権は、第2章の規定に従って商標登録簿に商標を登録することにより、ノルウェー全体について取得することができる。

商標権はまた、第10章の規定に従う国際登録により、ノルウェー全体について取得することができる。

商標権は、当該商標が使用によって確立されているときは、登録なしに取得することができる。商標は、関連の商品及びサービスについて、ノルウェーの業界においてある者の標識として周知であるときはその範囲に限り、使用によって確立されたものとみなす。当該使用がノルウェーの一部においてのみ確立された場合は、排他的権利はこの地域においてのみ効果を有する。

第4条 商標権の内容

商標権は、何人も商標権の所有者(商標所有者)の同意なく次の標章を商工業事業において使用することができない効果を有する。

- a) 商標が保護される商品又はサービスの商標と同一の標識
- b) 同一又は類似の商品又はサービスの商標と同一又は類似の標識であって、当該標識の使用が当該標識と商標との間に関連があるとの印象を与える等の混同の虞がある場合のもの
ノルウェーにおいて周知の商標については、当該標識の使用が正当な理由なくその周知商標の識別性又は評判(営業権)を不当に利用する又はこれを害する場合は、商標権は、何人も商標所有者の同意なく、同一又は類似の商品又はサービスの商標と同一又は類似の標識を使用

することができないことを意味する。

使用は、次のものを含むものとみなされる。

- a) 商標を商品又はその包装に付すること
 - b) 商品を販売のために提供する若しくは別途市場に出すこと、標識を付して所持若しくは納入すること、又は商標の下にサービスを提供若しくは供給すること
 - c) 商標を付した商品を輸出入すること
 - d) 商用文書及び広告に標識を使用すること
- 標識の用語上の使用も使用とみなされる。

第5条 商標権の制限

登録により取得された商標権は、分離して登録することができない商標の何れかの部分を対象とするものではない。

商標権は、他人が商工業事項における誠実な慣行に従って次のものを使用することを禁止するものではない。

- a) 自己の名称、事業名称又は住所
- b) 商品又はサービスの種類、品質、数量、用途、価格又は原産地、商品の生産時期又はサービスの提供時期又は商品又はサービスのその他の特徴に関する表示
- c) 商品又はサービスの意図された用途を示すために必要なときの商標、例えば、商標が商品の意図された用途は付属品又は予備部品であることを示すとき等

団体標章としての登録により取得された原産地表示についての排他的権利は、他人が商工業事項における誠実な慣行に従って当該表示を使用することを禁止するものではない。

第6条 商標権の消尽

商標権は、所有者により又はその同意を得て欧州経済地域(EEA)内で商標を付して市場に出された商品について商標を使用することを妨げない。

第1段落は、所有者が当該商品の更なる商業化に反対する正当な理由(例えば、市場に出した後商品の状態が変化した又は損なわれた等)を有する場合は、適用しない。

第7条 権利の対立がある場合の優先順位

複数の当事者が同一の又は類似の商標に対する排他的権利を別々に主張する場合(第4条参照)は、第8条の規定に反していない限り、最先の権利を有する所有者が優先順位を有するものとする。

第8条 消極的に維持する効果

登録商標についての権利は、先の権利の所有者が後の商標のノルウェーにおける使用に気づき、登録後の連続5年間黙認し、かつ後の商標の登録出願が善意で行われた場合は、1の標識について先の権利と有効に併存するものとする。後の商標がその登録対象の商品又はサービスの一部についてのみ使用された場合は、当該権利はそれらの商品又はサービスに限り適用される。

先の権利の所有者が合理的な期間内に後の商標の使用を阻止する措置を講じなかった場合は、使用によって確立された商標についての権利は、1の識別標識について先の権利と併存する

ものとする。周知商標(第4条第2段落参照)についての先の権利の所有者は、使用に気付いた後5年以内にその使用を阻止する措置を講じた場合は、合理的な期間内に行為したものとみなされる。

第9条 併存

第8条及び第35条第2段落第2文にいう場合等において、後の権利の所有者は、先の権利の所有者が後の商標の使用に対して自己の権利を主張する権原をもはや有さない場合でも、先の識別標識の使用に反対することはできない。

第8条第2段落にいう場合等において、裁判所は、適切と判断するときは、一方若しくは双方の識別標識が今後、特定の態様、例えば一定の形状若しくは形態に限定する、又はその所有者の名称又は地域等を明確に付加する場合に限り使用可能である旨又は特定の商品若しくはサービスについて又は特定の地域内に限定して使用可能である旨を決定することができる。第2段落は、同一の又は類似の商標がノルウェーの別の場所の別の所有者のために使用により確立された場合にも準用される。

第10条 欺瞞商標等

商標が欺瞞する性質を有する場合又は商標の所有者若しくは商標の所有者の同意を得た他の者によって欺瞞の真のある方法で使用された場合は、裁判所は、商標の使用又は欺瞞とみなされる使用形態を禁止することができ、かつ必要とみなすその他の差止命令を発令することができる。

第1段落による訴訟は、ノルウェー工業所有権庁及びそうすることに法律上の利益を有する者が提起することができる。

第11条 教科書等における商標の複製

辞書、手引書、教科書、その他類似のノン・フィクション刊行物を出版するときは、著者、編集長及び出版者は、登録商標の所有者の請求により、当該商標が登録によって保護されている旨を明記しない限り、当該商標を当該刊行物中に複製しない旨を保証しなければならない。

適時に前段落に従ってされた請求が遵守されられないときは、請求の名宛人である自然人又は法人は、裁判所が合理的とみなす方法及び範囲で、発行された物の更正の費用を支払う。

第1段落に従う請求は、商標が明瞭な方法でシンボル®を付して複製された場合は、常に遵守されられたものとみなされる。

第2章 商標の国内登録出願

第12条 登録出願

商標登録出願は、書面によりノルウェー工業所有権庁に提出する。

出願は、次のものを含む。

- a) 出願人の名称及び住所
- b) 商標の表示
- c) 登録を請求する対象である商品又はサービスの一覧

団体標章の登録出願は、商標の使用について制定された規約も含む。

出願は、国王が規則において定める要件に従う。所定の手数料を納付しなければならない。

第13条 出願の補正

登録出願がなされた商標について、軽微な変更を行うことができるが、ただし、当該変更が商標の全体的な印象に影響を与えないことを条件とする。

商標登録出願の対象である商品又はサービスの一覧は、限定することができる。

第14条 登録の一般条件

登録されるべき商標は、第2条に従い保護することができ、かつ、図示的に表示することができる標識で構成される。それは、関連する商品又はサービスに係る標識として識別性を有さなければならない。

商標は、専ら又は重要でない変更若しくは追加により次に該当する標識又は表示から成る場合は、登録することができない。

- a) 商品若しくはサービスの種類、品質、数量、意図された用途、価額若しくは地理的原産地、商品の生産時期若しくはサービスの提供時期又は商品若しくはサービスに係るその他の特徴を示すもの、又は
- b) 通常 of 言語用法又は誠実な、確立した事業慣習に従って商品若しくはサービスの慣習的呼称を構成するもの

第1段落及び第2段落に定める条件は、出願日及び登録日の何れにおいても満たされなければならない。第1段落第2文及び第2段落に従って提案された商標を評価するときは、出願日現在で支配的であったすべての事情、特にその時以前の商標使用の効果を考慮に入れる必要がある。

工業又は商業事業において商品又はサービスの地理的原産地を表示するために使用される標章は、第2段落 a) に拘わらず、団体標章として登録することができる。

第15条 公益に反する商標

商標は、次の何れかに該当するときは登録することができない。

- a) 商標が法律若しくは公の秩序に反するとき、又は反則を犯す虞があるとき
- b) 商標が例えば商品又はサービスの性質、品質又は原産地に関して誤認を生じさせる虞があるとき、又は
- c) 商標が、ノルウェー刑法第328条第1項第4号又は第2項が対象とする紋章若しくは別の標識、国旗又は標識若しくは国旗として理解される虞のあるものを許可なく含むとき

ぶどう酒及び蒸留酒については、原産地表示として理解される虞のあるものから成るか又はそれを含む商標は、当該商品の原産地がその表示に従ったものでない限り、登録することができない。

第 16 条 他人の権利に抵触する商標

商標は、次の何れかに該当する場合は、関係する権利所有者の同意なしに登録することができない。

- a) 商標の使用が、商標、事業名称その他の事業標識についてのノルウェーにおける他人の権利を侵害することになる場合
- b) 商標が、出願人より前に別の者が商品又はサービスの識別標識として使用を開始し、なお使用している商標、事業名称その他の事業標識と混同される虞があり、かつ登録出願が商工業事項における誠実な慣行に反して提出されたとみなされるような方法でなされたときに、出願人がこの使用に気付いた場合
- c) 商標が、明白に故人に言及する場合を除き、他人の名称、芸名又は肖像として認識される虞のあるものを含む場合
- d) 商標が、他人の保護された創造作品若しくは知的作品の識別題名として認識される虞のあるものを含む場合又は創造作品、知的作品、写真若しくは意匠についてのノルウェーにおける他人の権利を侵害する場合、又は
- e) 商標が、1932年6月17日の農産品等の品質管理に関する法律 No. 6 又は 2003年12月19日の食品及び食品安全性等に関する法律 No. 124 により規則において保護された呼称のノルウェーにおける他人の権利を侵害する場合

第 17 条 権利の部分放棄

商標が分離して登録できない要素を含む場合は、商標権の範囲が不明確になることを避ける目的で、ノルウェー工業所有権庁は、権利の部分放棄の手段により、その要素は登録によって与えられる保護の対象ではない旨を表示して登録することができる。権利の部分放棄がなされていないという事実は、商標権の範囲にとって意味はない。

保護から除外された商標の要素が分離して登録可能であることが後になって判明した場合は、商標所有者は商標のその部分又は権利の部分放棄をしない全体の商標について、新規の登録出願を行うことができる。

第 18 条 商品又はサービスの類

商標は、商品又はサービスの指定類内の指定商品又はサービスについて登録される。商品及びサービスの分類は国王が定める。

第 19 条 優先権

1883年3月20日の工業所有権の保護に関するパリ条約又は1994年4月15日の世界貿易機関設立協定(WTO 協定)の締約国である外国において商標登録出願を行った個人又は法人であって、その後6月以内にノルウェーにおいて商標登録出願を行った者は、新規の出願が最初の出願と同時に行われたものとみなすよう主張することができる。

1928年11月22日の国際博覧会に関する条約に定める国際博覧会における展示に関連して、

商品について商標を初めて使用した者であって、その後 6 月以内にノルウェーにおいて商標登録出願を行った者は、商標が博覧会において最初に展示された日に当該出願が行われたものとみなすよう主張することができる。

国王は、優先権を主張する権利に関する更なる条件を規則において定めることができる。国王はまた、第 1 段落及び第 2 段落に定める場合以外の場合においても、優先権を主張できる旨を定めることができる。

第 20 条 登録条件の審査

ノルウェー工業所有権庁は、出願が第 12 条から第 15 条までの要件を満たすこと、権利の部分放棄の要件が遵守されていること及び出願された商標の登録の支障となる登録商標又は登録出願がないことを確認する。

ノルウェー工業所有権庁は、登録を妨げるような第 16 条にいうその他の支障の有無については、特に審査しない。ただし、ノルウェー工業所有権庁が当該支障に気付いた場合は、それらに関連して出願を審査するものとする。

第 21 条 商標についての権利

他人が行った出願における商標について権原を有することを証明できる者は、ノルウェー工業所有権庁に対し、出願を移転するよう請求することができる。その場合は、当該人は新規出願手数料を納付しなければならない。

当該権利に権原を有する者が誰であるかについて疑義がある場合は、ノルウェー工業所有権庁は出願の自己への移転を請求する者に対し、ノルウェー工業所有権庁が定める期限内に訴訟を提起するよう求めることができる。当該訴訟が期限内に提起されない場合は、ノルウェー工業所有権庁は請求を無視することができる。移転を請求する者にはこの旨が通知される。ノルウェー工業所有権庁によって移転の事案が審査されている間は、移転の問題が最終的に決定されるまでは、出願の変更、棚上げ、拒絶又は認可はできない。

商標についての権利に関して訴訟が提起された場合は、ノルウェー工業所有権庁は、訴訟が法的拘束力をもって決定されるまで、登録又は移転に関する事案の審査を延期する。

ノルウェー工業所有権庁は、出願人及び出願の自己への移転を請求する者に対し、移転の事案の決定を通知する。出願を移転すべしとの最終決定は、商標登録簿に登録され、公告される。

第 22 条 登録及び公告

出願が第 20 条の条件を満たす場合は、商標は登録され、登録証が出願人に送付される。登録通知は公告される。

団体標章が登録された場合は、標章の使用に関して制定された規約が登録され、標章と共に公告される。規約がその後実質上変更された場合は、登録及び公告のために修正版を直ちにノルウェー工業所有権庁に提出するものとする。

第 23 条 出願書類の不備

出願書類が第 20 条の条件を満たさない場合は、ノルウェー工業所有権庁はその旨を出願人に通知し、不備のもたらず効果についての情報を提供する。出願人には、応答しかつ可能な場

合は不備を補正するための合理的な期限が与えられる。

ノルウェー工業所有権庁の定める期限内に不備が補正された場合は、出願はこれをノルウェー工業所有権庁が受領した日になされたものとみなされる。ただし、商標の表示及び商標の登録対象である商品又はサービスの一覧をノルウェー工業所有権庁が受領するまでは、出願がなされたものとはみなされない。

出願人が期限経過までに不備について意見書の提出又は不備の補正をしなかった場合は、出願は棚上げされる。

出願人が期限経過後 2 月以内に不備に回答し又は不備を補正した場合は、棚上げされた出願の処理が再開される。所定の手数料を納付しなければならない。出願の処理は 1 回のみ再開することができる。

第 24 条 拒絶

出願に不備があり、第 23 条に従って補正されない場合は、出願人に対して新たな補正期限が与えられるべきであるとノルウェー工業所有権庁が認めない限り、当該出願は拒絶される。

第 25 条 出願事案における書類の閲覧

何人も、第 2 段落及び第 3 段落に別段の規定がない限り、出願日以降、附属書及び事案に関連するすべての書類を含む出願書類の閲覧を要求することができる。

出願人が請求した場合は、営業秘密に関する情報は公衆の閲覧から除外することができる。当該請求が提出された場合は、当該情報は、当該請求が最終決定によって拒絶されるまでは、公衆に利用可能としない。商標の登録可能性又は商標権の範囲に関する重要な情報は、公衆の閲覧から除外することができない。団体標章の使用規約は、公衆の閲覧から除外することができない。ノルウェー情報の自由法第 12 条が準用される。

内部の事案準備のためにノルウェー工業所有権庁が作成した書類は、公衆の閲覧から除外することができる。

第3章 異議申立及び取消

第26条 異議申立

商標登録が公告されたときは、何人も登録に対する異議申立を行うことができる。異議申立は、書面によるものとし、公告日から3月以内にノルウェー工業所有権庁が受領しなければならない。

異議申立は、次のものを含む。

- a) 異議申立人の名称及び住所
- b) 異議申立が適用される登録の明細
- c) 異議申立が依拠する理由
- d) 異議申立を裏付ける事情の必要な書類

異議申立は、国王が規則において定める要件も満たさなければならない。

異議申立をノルウェー工業所有権庁が受領したときは、その旨が商標登録簿に記録され、公告される。

第27条 異議申立の処理

異議申立が第26条の条件を満たさない場合は、ノルウェー工業所有権庁は、意見書を提出し、可能であれば不備を補正するための合理的な期限を設定する。期限経過までに不備が補正されない場合は、新たな補正期限が定められるべきであるとノルウェー工業所有権庁が認めない限り、異議申立は拒絶される。

商標所有者には、速やかに異議申立が通知され、意見書を提出する機会が与えられる。

同一の登録に対して2以上の異議申立がなされた場合は、ノルウェー工業所有権庁は、理由を付した異論が出されない限り、これらの事案を1事案として併合することができる。

ノルウェー工業所有権庁は、異議申立において援用された要因のみを考慮する。異議申立が取り下げられた場合で、そうする特別な理由があるときは、ノルウェー工業所有権庁は、異議申立の処理を継続することができる。

第28条 商標についての権利

請求人が商標登録を自己に移転すべきであると請求した場合で、商標についての権利が立証された場合は、ノルウェー工業所有権庁は登録を移転する。このような場合は、請求人は新たな出願手数料を納付しなければならない。第21条第2段落から第5段落までが準用される。

第29条 異議申立事案の決定

ノルウェー工業所有権庁は、第14条から第16条までに反して商標が登録され、登録に対する支障が未だ存在する場合は、商標の全部又は一部の登録を取り消す。団体商標の使用規約が出願と共に提出されず、出願処理の期間内にその不備が補正されない場合は、団体標章の登録も取り消される。

登録に対する支障がない場合は、異議申立は却下される。

商標所有者及び請求人にはノルウェー工業所有権庁より決定が通知される。事案において最終決定が下されたときは、その結果が商標登録簿に記録され、その旨の通知が公告される。

第 30 条 先の優先権を伴う出願を理由とする取消

商標登録出願が認められた後に、当該出願の前に別の出願が第 19 条に従って行われ、ノルウェー工業所有権庁が先に出願された方が最初に述べた出願の登録の全部又は一部の支障となると推定したときは、ノルウェー工業所有権庁は商標所有者にこれを通知し、合理的な期限内に意見書を提出する機会を与える。当該先の優先権を有する出願が認められる場合は、ノルウェー工業所有権庁は、上記期限経過後に、当該先の優先権を有する出願が支持された登録を妨げる範囲まで、最初の登録を取り消すものとする。

第 1 段落は、第 23 条第 4 段落により再開された、又は第 80 条により処理された先の出願が既に認められた後の登録出願に対する登録の支障となるものとノルウェー工業所有権庁が推定する場合に準用される。

第 1 段落はまた、国際商標登録が第 70 条に従ってノルウェーで発効する旨の通知をノルウェー工業所有権庁が受領し、かつ認可されていて当該国際登録がノルウェーで発効する日(第 72 条参照)より後の日付で提出されたとみなされる出願の登録の支障となるものと推定した場合にも準用される。

本条に基づく事案の最終決定は、商標登録簿に記録され、公告されるものとする。

第 31 条 書類の閲覧

何人も、異議申立及び取消に関する事案の書類の閲覧を請求することができる。第 25 条第 2 段落及び第 3 段落の規定が準用される。

第4章 商標登録の有効期間，商標の変更

第32条 登録の有効期間

商標登録は，出願日から10年間有効である。登録は従前の期間の満了から数えて，その後一度に10年間更新することができる。

第33条 登録の更新

更新請求は，登録期間満了の1年前から満了後6月前に書面でノルウェー工業所有権庁に対して行う。所定の手数料を納付しなければならない。更新請求が登録期間終了後に行われた場合は，追加の手数料を納付しなければならない。

商標登録番号の表示を伴い，第1段落に定める期限内に行われた更新手数料の納付は，更新請求とみなされる。

登録更新は，商標登録簿に記録され，その旨が公告される。

第34条 登録商標の変更

商標所有者は，変更が軽微であり商標の全体的印象に影響を与えない場合は，ノルウェー工業所有権庁に対し登録商標に変更を加えるよう請求することができる。所定の手数料を納付しなければならない。

登録商標の変更は，商標登録簿に記録され，公告される。新たな登録証が商標所有者に送付される。

第5章 審理, 無効及び抹消

第35条 無効

商標登録は、登録が第14条から第16条までに反して行われ、第8条第1段落により効力を維持できない場合は、裁判所判決又はノルウェー工業所有権庁の決定(行政審理)により、全部又は一部無効とされる。団体標章登録は、標章の使用規約が出願と共に提出されず、出願処理中にその不備が補正されなかった場合は無効とされる。

ただし、商標が適用される商品又はサービスに関する商標の登録抹消について第37条に定める条件が満たされる場合は、登録は、商標の使用が登録商標についての権利を侵害するとの理由では無効とならない。また、登録は使用による確立がノルウェーの小さな一部の地域にのみ存在する場合は、商標の使用が使用により確立された商標についての権利を侵害するとの理由では、無効とならない。

第36条 変質等に関連する抹消

次に該当する場合は、商標登録は、第38条から第40条までの規定に従って裁判所判決又は行政審理により全部又は一部抹消される。

- a) 商標が公の秩序に反するようになった、又は反則を犯す虞があるようになったとき
- b) 商標が所有者の行為又は消極性の結果として、商標の登録対象である商品又はサービスの種類の関連市場／業界における一般呼称となったとき
- c) 商標の登録対象である商品又はサービスの種類について、商標所有者又はその同意を得た者が使用した結果として、商標が特に商品又はサービスの種類、品質又は原産地に関して誤認を生じさせる虞があるようになったとき、又は
- d) 第22条第2段落第2文に定める団体標章の使用規約の変更について通知されなかったとき、又は提出された規約に反して団体標章が使用されたときであって、合理的な期間内に当該使用を防止するための措置を所有者が講じなかったとき

第37条 商標の不使用に基づく抹消

商標登録は、商標登録に対する最終決定がなされた日から5年以内に商標所有者が商標の登録対象である商品又はサービスについてノルウェーにおいて商標を実際に使用しなかった場合又は使用が連続5年間中止された場合は、第38条から第40条までにより裁判所判決又は行政審理により全部又は一部抹消される。ただし、不使用又は中止について合理的な理由がある場合は、登録は抹消されない。

第1段落に従う商標の使用は、登録された形式とはその識別性に影響を与えない細部でのみ異なる形式による商標の使用であって、ノルウェーにおける商品又は輸出用の包装上の商標の使用をも含む。商標所有者による使用は、商標所有者の同意を得た他人による使用を含む。当該5年間の終了後で、登録を抹消すべきとの訴訟提起又は行政審理請求がされる前に商標の使用が開始又は再開された場合は、登録は抹消されない。ただし、訴訟提起又は行政審理請求の直前3月における使用は、商標所有者が提訴又は審理請求を知った後に限り使用の準備が開始された場合は、無視されるものとする。

第 38 条 一部無効及び抹消

第 35 条から第 37 条までに定める無効又は抹消の根拠が、商標の登録対象である商品又はサービスの一部に対してのみ適用される場合は、登録はこれらの商品又はサービスに限り、無効又は抹消される。

第 39 条 訴訟事件の提起要件等

第 35 条から第 37 条までに基づく訴訟又は行政審理請求は、当該事項に法律上の利益を有する者が提起し又は行うことができる。行政審理請求は、商標所有者も行うことができる。第 14 条、第 15 条又は第 36 条に基づき訴訟は、ノルウェー工業所有権庁も提起することができる。

第 40 条 行政審理請求の提出及び処理

第 35 条から第 37 条までに基づく行政審理請求は、異議申立の期限が経過し、異議申立の事案が最終決定をもって解決されたときに、行うことができる。請求は、書面でノルウェー工業所有権庁に行い、次のものを含む。

- a) 請求人の名称及び住所
- b) 請求が適用される商標登録の明細
- c) 請求が依拠する理由
- d) 請求を裏付ける事情の必要な書面

請求はまた、国王が規則において定める規定の条件も満たさなければならない。所定の手数料を納付しなければならない。

請求が第 1 段落及び第 39 条に定める条件を満たさない場合は、ノルウェー工業所有権庁は意見書の提出及び可能であれば不備を補正するための合理的な期限を設定する。期限経過前に不備が補正されなかった場合は、ノルウェー工業所有権庁が補正のための新たな期限を設定すべきと認めない限り、請求は拒絶される。ノルウェー工業所有権庁は、特に事実事項が争われている又は不明であるという理由で事案をノルウェー工業所有権庁が決定できない場合にも、請求を拒絶することができる。

請求が登録の所有者以外の者によってなされた場合は、ノルウェー工業所有権庁は当該請求を答弁書提出のための合理的な期限と共に速やかに所有者に通知する。行政審理請求人は、商標登録簿に住所登録のあるすべてのライセンシーに対し、書留郵便によりこれを通知する。当該通知が行なわれたことが書類で証明されない場合は、ノルウェー工業所有権庁は通知のための期限を設定することができる。期限を守らない場合は、請求は拒絶される。

同一の商標登録の審理を求めて 2 以上の請求がなされた場合は、ノルウェー工業所有権庁は、理由を付した異議が出されない限り、事案を統合することができる。ノルウェー工業所有権庁は、請求において言及された要因のみを考慮することができる。

第 41 条 ノルウェー工業所有権庁事案と裁判所事案との関係

行政審理請求は、無効又は抹消に関する訴訟が法的拘束力をもって決定されるまでは行うことができない。無効又は抹消に関する訴訟が行政審理に関する事項における最終決定がされる前に提起された場合で、商標所有者以外の者が行政審理請求を行った場合は、ノルウェー工業所有権庁は、訴訟が法的拘束力をもって決定されるまで、当該事項の更なる手続を待つ

ものとする。

行政審理請求人は、事案をノルウェー工業所有権庁が処理している間は、無効又は抹消に関する訴訟を提起することができない。

行政審理請求は、法律の効力に関する規則が同一事項に対する訴訟を禁じている場合は、過去に無効又は抹消に関する訴訟を提起した者が行うことはできない。

第 42 条 一定の特別な場合における無効及び抹消

商標所有者と商標登録に異議を唱える者が合意した場合は、登録の効力又は抹消の問題は、ノルウェー工業所有権審判部が確定的な効力をもって決定することができる。所定の手数料を納付しなければならない。

第 43 条 未知の住所等に関連する抹消

商標所有者の存在が合理的に疑われる場合は、何人もノルウェー工業所有権庁に対して書面により登録の抹消を請求することができる。商標所有者の住所が未知の場合も、これが適用される。所定の手数料を納付しなければならない。

第 1 段落により登録が抹消される前に、ノルウェー工業所有権庁は商標所有者に対し、合理的な期限内に報告するよう請求する。この請求は、書留郵便又は他の満足できる方法で行う。商標所有者の住所が未知の場合は、請求はノルウェー商標公報における公示により行う。商標所有者が期限内に報告しなかった場合は、ノルウェー工業所有権庁は商標登録を抹消すべきか否かを決定する。

第 44 条 無効又は抹消に関する決定の効果

登録を全部又は一部無効にする旨の裁判所による法的拘束力のある決定又はノルウェー工業所有権庁による最終決定は、登録出願日に効力が生じる。

登録を抹消する旨の裁判所による法的拘束力のある決定又はノルウェー工業所有権庁による最終決定は、訴訟が提起された時点又は抹消請求がノルウェー工業所有権庁に提出された時点で効力を生じる。ただし、事案の当事者からの請求後に、裁判所の判決又は第 36 条に基づく決定において、抹消の根拠が存在したこれより早い時点より決定の効力が生じる旨を定めることができる。

第 45 条 職権による取消

商標登録、登録の更新又は変更が明らかに錯誤によってなされたときは、ノルウェー工業所有権庁は職権により当該登録の全部又は一部を取り消すことができる。

取消が実施される前に、商標所有者には、意見書提出のための合理的な期限と共に通知される。

第 46 条 登録期間満了等に関連する抹消

商標登録は、登録が更新されなかった場合は登録期間満了後に、又は商標所有者が書面により登録抹消を請求した場合は、抹消される。

商標についての権利に関して訴訟が提起された場合は、商標所有者からの請求後でも、訴訟が法的拘束力をもって決定されるまでは、登録を抹消することができない。

第 47 条 商標登録簿への登録及び公告

登録の無効又は抹消に関して，商標登録の行政審理請求がなされた又は訴訟が提起された場合は，この旨が商標登録簿に登録され，公告される。事案において最終決定が下された場合は，その結果は商標登録簿に登録され，公告される。

第 45 条による登録の取消に関する最終決定は，商標登録簿に登録され，公告される。第 42 条による無効又は抹消並びに第 43 条及び第 46 条に基づく抹消に関する最終決定についても，同様に適用される。

第 48 条 書類の閲覧

ノルウェー工業所有権庁に対する事案において，何人も本章による書類の閲覧を請求することができる。第 25 条第 2 段落及び第 3 段落の規定が準用される。

第6章 審判請求及び訴訟

第49条 ノルウェー工業所有権審判部の決定に対する審判請求

商標登録出願に関する、又は国際商標登録をノルウェーにおいて発効させる請求に関するノルウェー工業所有権庁の決定は、その決定が出願人に不利であった場合は、出願人がノルウェー工業所有権審判部(審判部)に審判請求することができる。ノルウェー工業所有権庁の決定であって、第68条第3段落に従って国際商標の登録請求を拒絶するものに対しても同様とする。

異議申立における決定は、不利な決定を下された当事者が審判部に審判請求することができる。第21条に従う出願の移転又は第28条に従う登録の移転を求める請求が認められた場合は、当該決定は、出願人又は商標所有者が審判部に審判請求することができる。

第35条から第37条までに従う行政審理(第40条参照)に関する事案における決定は、不利な決定を下された当事者が審判部に審判請求することができる。これは、第40条第2段落第3文に従う請求を拒絶する決定には適用されない。

商標所有者は、第30条若しくは第45条に従って登録を取り消し、又は第43条に従って登録を抹消する決定に対して、審判部に審判請求することができる。

次の事項、すなわち

1. 第23条第4段落に従う処理の再開
2. 第25条第2段落、第31条、第48条、第51条第5段落及び第76条に従う公衆の閲覧からの情報の除外
3. 本法に関する事項における書類の閲覧
4. 第33条に従う商標登録の更新
5. 第34条に従う商標の変更
6. 第80条に従う事案の処理、

を求める請求を却下又は拒絶する決定は、請求を行った当事者が審判部に審判請求することができる。

第50条 審判請求の提出

審判請求は、決定通知を該当事者に送付した日から2月以内に書面でノルウェー工業所有権庁に対して提出しなければならない。審判請求には、次のものを含める。

- a) 審判請求人の名称及び住所
- b) 審判請求されるべき決定
- c) 請求された決定に対する修正
- d) 審判請求が依拠する理由

審判請求はまた、国王が規則において定める条件も満たさなければならない。所定の審判請求手数料を納付しなければならない。

第51条 審判請求の処理

事案の他方当事者には、意見書提出のための合理的な期限を添えて審判請求が速やかに通知される。

審判請求を処理する条件が満たされていることを条件として、ノルウェー工業所有権庁は、

審判請求が成功することは明らかであると判断する場合は、決定を取り消し、又は修正することができる。当該決定がされない場合は、事案は審判部に付託される。ノルウェー工業所有権庁が審判部への意見書を作成した場合は、関係当事者にその写しを送付する。

審判請求を処理する条件が満たされていない場合は、審判請求人には、不備についての意見書の提出及び可能な場合は不備の補正の提出に関する合理的な期限が与えられる。当該期限到来前に不備が是正されない場合は、審判部が補正のための新たな期限を設定すべきであると判断する場合を除いて、審判請求は拒絶される。

審判請求が処理された場合は、審判部は審判請求から生じる調査を行う。委員会は、審判請求において言及されていない要因を考慮することができる。審判請求が取り下げられた場合において、ノルウェー工業所有権庁は、そうすることに特別な理由が存在するときは、処理を継続することができる。

何人も、審判請求事案における書類の閲覧を請求することができる。第 25 条第 2 段落及び第 3 段落の規定が相応に適用される。

第 52 条 ノルウェー工業所有権審判部の決定に対する裁判所の審理

ノルウェー工業所有権庁の決定は、第 49 条に従う審判請求権が行使されており、かつ、ノルウェー工業所有権審判部(以下、審判部)が当該審判請求に関して決定を下した場合にのみ、裁判所に提訴できる。第 1 段落は、第 35 条及び第 37 条に従う無効若しくは抹消又は商標に対する権利に関する法的手続を提起する権利には関係しない。

審判請求事案における審判部の決定は、第 3 段落で別段の規定がある場合を除き、不利な決定を下された当事者が裁判所に提訴することができる。法的手続は、決定の通知が当該当事者に送付された日から 2 月以内に提起しなければならない。法的手続を提起するための期限に関する情報は、決定の通知中に含めるものとする。法的手続は、審判部により代理される国家に対して提起する。

出願又は登録の移転に関する事案における審判部の決定は、裁判所に提訴できない。審判部の決定であって、異議申立を却下若しくは棄却し、第 40 条に従う行政審理の請求を却下若しくは拒絶し、又は当該却下、棄却若しくは拒絶に関するノルウェー工業所有権庁の決定を維持するものに対しても同様とする。

第7章 移転及びライセンス等

第53条 移転

商標権は、単独で又は商標が関係する事業と共に、移転することができる。

事業が所有権を変更した場合は、別段の合意がない限り、当該事業に係る商標についての権利もそれと共に移転するものとする。

第54条 ライセンス

商標所有者は、商工業事業において当該商標を使用する権利を他人にライセンスすることができる。ライセンシーは、別段の合意がなされない限り、その権利を更に移転させることはできない。

商標所有者は、ライセンス期間、商標の使用可能な形態、商標の使用可能な商品若しくはサービス、商標の使用可能な地域又は商標の使用可能な商品若しくはサービスの品質に関するライセンス契約の規定を遵守しないライセンシーに対して、第8章の規定を援用することができる。

第55条 差押等

商標権は、一部の債権者による差押又はその他の分離した執行手続の対象にすることはできない。

第56条 商標登録簿における移転及びライセンスの登録等

登録商標に関する訴訟は、商標登録簿において商標所有者として登録された者に対して常に提起ことができ、ノルウェー工業所有権庁から商標所有者への通知は常にこの者に対して送付することができる。

登録商標についての権利が別の者に移転された場合は、当事者の一方が請求すればこの旨が商標登録簿に登録され、公告される。第78条が準用される。

登録された又は登録出願がなされた商標のライセンスは、当事者の一方が請求すれば、商標登録簿に登録され、公告される。登録ライセンスが移転された又は失効した場合にもこれが適用される。

第8章 商標侵害に対する制裁

第57条 侵害の禁止

本法に従う他人の権利を侵害し、又はそれを幫助若しくは教唆した者には、判決により当該行為の反復を禁止することができる。侵害を構成することになる行為を実行する目的で相当な準備をした者又はその他に当人が侵害を犯すと懸念される特別な根拠を示すような方法で行動した者には、判決により行為の実行を禁止することができる。

第58条 商標侵害に対する補償及び損害賠償

故意又は過失により犯した商標侵害について、侵害者は権利所有者に次のものを支払わなければならない。

- a) 使用に係る合理的なライセンス料に相当する補償及び侵害から生じた損失であってライセンス契約の関係では生じる筈のなかったものの賠償
- b) 侵害から生じた一切の損失に係る損害賠償、又は
- c) 侵害により得られた利益に相当する補償

補償及び損害賠償は、a)からc)の規定のうち権利所有者に最も有利なものに基づいて決定される。

侵害が故意に又は重大な過失により犯された場合において、権利所有者の要求があったときは、侵害者は第1段落に規定する補償及び損害賠償に代えて、使用に係る合理的なライセンス料の2倍に相当する補償を支払わなければならない。

第1段落及び第2段落は、幫助及び教唆に対しても相応に適用される。

善意で生じた侵害については、侵害者は、不合理であると判断されない限り、使用に係る合理的ライセンス料に相当する補償又は侵害の結果として得られた利益に相当する補償を支払うものとする。

第1段落から第3段落に基づく責任は、補償的賠償に関する1969年6月13日の法律第26号第5-2条により減じられることがある。

団体標章の所有者は、標章を使用する権利を有する他人が被った損失に対する損害賠償を請求することもできる。

第59条 侵害の防止措置

侵害を防止するために、裁判所は、そうすることが合理的とみなされる限り、商標権の侵害を構成する製品に関し、及び当該製品の製造に主として使用されたか又は使用される予定の材料及び器具に関して取るべき予防措置を命じることができる。当該措置は、特に、製品並びに材料及び器具について次の通りとすることである。

- a) 商業経路から回収すること
- b) 商業経路から最終的に除去すること
- c) 廃棄すること、又は
- d) 権利所有者に引き渡すこと

当該措置が課せられるか否かの決定及び可能な措置間の選択は、釣合原則の評価に基づいてなされる。特に考慮されるべきは、侵害の重大性、措置の効果及び第三者の利益である。

第1段落は、第57条第2文にいう場合に相応に適用される。

本条に従って課せられた措置は、権利所有者が当該措置の対象である当事者に補償を支払うことを条件とするものではなく、また、第40条に従う補償又は損害賠償を受ける所有者の権利に影響を及ぼさない。措置は、特別な理由により別段の指示がある場合を除き、被告の責任で実行される。

第59a条 侵害事件での判決に関する情報の伝達

裁判所は、侵害事件に係る判決において、判決についての情報が適切な方法で侵害者の側に伝えられるよう命じることができる。これは幫助及び教唆に対し、及び第57条第2文にいう場合に対して相応に適用される。

第60条 民事事件における責任解除の根拠

登録商標の侵害に関する民事事件においては、無効又は抹消が裁判所による法的拘束力を有する決定又はノルウェー工業所有権庁による最終決定において公表されている場合にのみ、第35条から第37条までの規定に従って登録が無効であること又は登録の抹消が可能であることが推定できる。

第61条 罰則

故意に商標侵害を犯し、又はこれを幫助若しくは教唆する者は、罰金又は1年までの拘禁に処せられる。

特に重大な事情が存在する場合は、罰金又は3年までの拘禁とする。特に重大な事情が存在するか否かを評価するときは、権利所有者の蒙った損失に特に重点が置かれるが、これには権利所有者の商業上の名声に対する損害、侵害者が得た利益及びその他の点での侵害の範囲が含まれる。

公訴は、公共の利益に関わる場合を除き、被害を受けた当事者の請求によってのみ提起される。団体標章の侵害の場合は、標章所有者のみが被害者とみなされる。

第61a条 登録が公告される前の使用

何人かが、登録出願がなされている商標を出願から登録公告までの期間中出願人の同意を得ずに使用する場合は、出願が登録に至る限り、第57条、第58条第1段落から第3段落まで、第5段落及び第6段落、第59条並びに第59a条が相応に適用される。

本条に従う請求の時効期間は、商標が付与されるまで進行を開始しない。

第9章 法的手続に関する規定

第62条 強制的裁判地

次の訴訟はオスロ地方裁判所に提起しなければならない。

- a) 第52条にいうノルウェー工業所有権審判部による決定の審理に関する訴訟
- b) 第35条から第37条までに従う商標登録の無効又は抹消に関する訴訟
- c) 登録された商標の侵害に関する民事訴訟

ノルウェーに居住しない出願人及び商標所有者についても裁判地はオスロ地方裁判所である。

第63条 提訴権

商標を使用するためのライセンスが付与された場合は、別段の合意がない限り、商標所有者及びライセンシーは双方とも、ライセンシーの領域内の商標侵害に関する訴訟を提起することができる。

団体標章についての権利の侵害の場合は、商標所有者のみが提訴することができる。

第64条 訴訟の通知

第35条から第37条までによる商標登録の無効又は抹消に関する訴訟を提起する者は、その旨の通知をノルウェー工業所有権庁に対し、また書留郵便により商標登録簿に住所登録のある各ライセンシーに対して送付する。商標侵害に関する訴訟を提起するライセンシーは、商標所有者にしかるべく通知する。

原告が必要な通知をしたことを証明しないときは、裁判所は、当該通知をする期限を設定することができる。当該期限が遵守されなかったときは、当該訴訟は却下される。

第65条 判決の転送

裁判所は、商標登録又は出願に関する民事事件の判決謄本をノルウェー工業所有権庁に転送する。

第 10 章 商標の国際登録

第 66 条 定義

国際商標登録とは、1989 年 6 月 27 日にマドリッドにおいて採択された商標の国際登録に関する 1891 年 4 月 14 日のマドリッド協定についての議定書(マドリッド議定書)に基づく世界的所有権機関(WIPO)の国際事務局による商標登録である。

ノルウェー工業所有権庁は、商標の国際登録に関する事項を扱うノルウェーにおける商標当局である。

第 67 条 商標の国際登録出願

ノルウェー市民若しくは居住者であるか又はノルウェーにおいて商工業施設を営んでいる者で、ノルウェーにおいて商標登録を有する又は商標登録出願を行っている者は、ノルウェー工業所有権庁に出願することにより、商標の国際登録出願を行うことができる。

出願は、書面かつ英語によって行い、次の表示を含む。

- a) 出願人の名称及び住所
- b) 国際登録の基礎であるノルウェー商標登録又は出願の番号及び日
- c) 商標の表示
- d) 商標の登録対象である商品又はサービスの一覧
- e) 登録が請求される指定国又は国際機関の一覧

出願は更に、国王が規則において定める要件を遵守しなければならない。所定の手数料を納付しなければならない。

第 68 条 ノルウェー工業所有権庁による出願の処理

ノルウェー工業所有権庁は、第 67 条に定める条件が満たされたこと及び出願書類の情報が国際出願の基礎であるノルウェー商標登録又は出願に記載された情報と一致していることを保証する。

出願が第 1 段落に定める要件を満たす場合は、ノルウェー工業所有権庁は当該出願を国際事務局に転送する。

出願が第 1 段落に定める要件を満たさない場合は、ノルウェー工業所有権庁はその旨を出願人に通知し、不備のもたらす効果についての情報を提供する。出願人は、意見書を提出し、かつ可能な場合は不備を補正する合理的な期限が与えられる。出願人が所定の期間内に意見書の提出又は不備の補正を行わなかった場合は、出願は拒絶される。

第 69 条 登録を他国で有効とするための請求等

ノルウェー市民若しくは居住者であるか又はノルウェーにおいて商工業施設を営んでいる者で、ノルウェー登録又は出願を基礎とする国際登録を有し、かつ他国又は国際機関において国際登録を発効することを希望する者は、国際事務局又はノルウェー工業所有権庁に対してこれの出願を行うことができる。

ノルウェー工業所有権庁への出願は書面かつ英語によって行い、次の表示を含む。

- a) 出願人の名称及び住所
- b) 国際登録番号

c) 登録が請求される国又は国際機関

d) 出願が、国際登録が対象とする商品又はサービスの全部に適用されるか特定の商品又はサービスに限定されるか

第 70 条 国際商標登録をノルウェーにおいて発効するための請求

ノルウェー工業所有権庁が国際商標登録をノルウェーにおいて発効するための所有者からの請求と共に国際事務局から通知を受領したときは、ノルウェー工業所有権庁は、第 14 条から第 16 条までに定める登録要件が満たされているか否かを審査する。

登録要件を満たす場合は、ノルウェー工業所有権庁は、国際商標登録を商標登録簿に記録し、それがノルウェーにおいて発効した旨を記載した通知を公告する。

登録要件を満たさない場合は、ノルウェー工業所有権庁は、国際登録にノルウェーにおける効力を与えることを全部又は一部拒絶することができる。国際事務局は、ノルウェー工業所有権庁が第 1 段落にいう通知の受領後 18 月以内に当該拒絶について通知される。

拒絶の場合は、国際登録所有者は規則に定める要件に従って、ノルウェー工業所有権庁に対し、国際登録がノルウェーにおいて発効されるべきか否かを再評価するよう請求することができる。

第 23 条は、国際商標登録がノルウェーにおいて発効されるべき旨の請求のノルウェー工業所有権庁の処理に準用される。国際登録所有者が優先権を援用した場合は、第 19 条が適用される。

第 71 条 異議申立

何人も、公告日後 3 月以内に、国際商標登録をノルウェーにおいて発効することに対して異議申立することができる。第 26 条は、異議申立の提出及び公告に準用される。第 27 条及び第 28 条は、異議申立の処理に準用される。

第 14 条から第 16 条までによる登録条件を満たさない場合は、ノルウェー工業所有権庁は、国際登録の全部又は一部がノルウェーにおいて発効しない旨を決定するが、ただし、第 70 条第 3 段落第 2 文による期限が経過していない場合又はノルウェー工業所有権庁が所定の期間内に国際事務局に対して期限経過後に異議申立ができる旨を通知し、異議申立期限の経過後 1 月以内に異議申立通知が送付された場合に限られる。

登録条件を満たしている場合は、ノルウェー工業所有権庁は異議申立を拒絶する。

国際登録所有者及び異議申立人には、異議申立事案におけるノルウェー工業所有権庁の決定が通知される。事案において最終決定が出された場合は、結果が商標登録簿に記録され、公告される。

第 72 条 国際商標登録の効果

国際商標登録がノルウェーにおいて有効である旨の商標登録簿における登録は、商標がノルウェーにおいて登録された場合と同一の効果を有する。当該登録は、国際事務局に登録されたとみなされる日又はノルウェーのその後の指定日より発効する。

登録は、国際事務局に登録されたとみなされる日から 10 年間有効である。マドリッド議定書に定める時期に、10 年間更新可能である。ノルウェー工業所有権庁が国際事務局から国際登録の更新通知を受領したときは、この旨が商標登録簿に記録され、その通知が公告される。

国際登録がノルウェーにおいて有効である旨の商標登録簿の登録は、第 30 条及び第 45 条により取り消され、かつ第 5 章の規定により無効を宣言される又は抹消される場合がある。第 30 条及び第 45 条による取消は、第 70 条第 3 段落第 2 文による所定期間内に行われる。

国際事務局には、国際商標登録についての権利の移転及びライセンスが通知される。商標に関する訴訟は常に、国際登録簿に所有者として登録された者に対して提起することができる。

第 73 条 国内商標登録と国際商標登録との関係

ある者がノルウェーにおいて有効な国際登録及び同一商標のノルウェー登録の両方を有する場合は、国際登録がノルウェー登録より遅い日付でノルウェーにおいて有効となり、かつノルウェー登録が対象とする全ての商品又はサービスがノルウェーに適用される場合の国際登録の対象である商品又はサービスの一覧に含まれている場合は、国際登録がノルウェー登録に取って代わる。これは、ノルウェー登録を基礎として既に取得された権利に対する制限を一切含まない。

商標所有者からの請求後、ノルウェー工業所有権庁はノルウェー登録から国際登録への置換を商標登録簿に登録し、その通知を公告する。

第 74 条 国際商標登録が停止した場合の効果

国際登録の全部又は一部が適用されなくなった場合は、ノルウェーにおけるその効果も同時に対応する範囲まで停止する。この旨は商標登録簿に記録され、その通知が公告される。

第 75 条 国内商標登録への変更

ノルウェーにおいて有効な国際登録がその基礎である国内登録又は出願が失効した結果全部又は一部が適用されなくなり、その所有者がその後当該商標をノルウェーにおいて登録する請求をノルウェー工業所有権庁に対して行った場合で、請求が国際登録の停止日後 3 月以内になされ、かつ請求に明記された商品又はサービスがノルウェーにおいて適用されるように国際登録の対象であった場合は、当該登録は、国際登録がノルウェーにおいて発効した日から有効となる。

ノルウェーにおいて有効な国際登録がマドリッド議定書の解除の結果として全部又は一部が適用されなくなり、その所有者がその後当該商標をノルウェーにおいて登録する請求をノルウェー工業所有権庁に対して行った場合で、請求が解除の発効日後 2 年以内になされ、かつ請求に明記された商品又はサービスがノルウェーにおいて適用されるように国際登録の対象であった場合は、当該登録は、国際登録がノルウェーにおいて発効した日から有効となる。

第 76 条 書類の閲覧

本章に基づく場合は、何人もノルウェー工業所有権庁における書類の閲覧を請求することができる。第 25 条第 2 段落及び第 3 段落が準用される。

第 11 章 雑則

第 77 条 通信宛先

ノルウェー工業所有権庁から出願人、登録所有者、異議申立人又は第 40 条に基づく行政審理の請求人への通知は常に、当該当事者がノルウェー工業所有権庁に対して最近に明示した住所宛に送付されたときに、提出されたものとみなされる。住所は、商標登録簿に記録される。代理人を有する出願人及び商標所有者については、通知は代理人に送付される。

登録された住所が正しくないことが判明した場合は、通知又はその要約(書類はノルウェー工業所有権庁において入手可能である旨の情報を含む)は、ノルウェー商標公報に含められる。送達又はその他の手続に関する通知が登録された住所に又は代理人に届けられなない場合は、裁判所に対しては第 2 段落が準用される。その場合は、ノルウェー商標公報における公示の 4 週間後に書類の送達又は通知の付与が行われたものとみなされる。

出願人又は登録所有者が出願又は登録に関する事項において自己を代理する代理人を別途指名している場合は、当該代理人の名称及び住所は商標登録簿に記録する。異議申立人又は行政審理の請求人が異議申立又は審理請求に関する事項において自己を代理する代理人を指名している場合も、同様とする。

第 78 条 原産国における登録証明

ノルウェーにおいて商工業施設を営むことなく商標登録出願をし、工業所有権保護に関する 1883 年 3 月 20 日のパリ条約又は 1994 年 4 月 15 日の世界貿易機関設立協定(WTO 協定)の締約国に居住していない者は、出願が適用される商品又はサービスに関してその原産国において当該人のために当該商標が登録されていることを証明しなければならない。

出願人の原産国がノルウェーにおける商工業事業の所有者による登録出願がその国でなされた商標に関して同様の証拠を要求しない場合は、第 1 段落は適用されない。

第 79 条 原産国と同様の登録権

国王は、規則において、外国で登録された商標は外国で登録された場合と同様に特定の条件によりノルウェーにおいて登録可能である旨を定めることができる。

そうでなければノルウェーにおける登録による保護を得られない商標が第 1 段落に基づいて登録された場合は、登録保護は外国における範囲又は期間を超えては適用されない。

第 80 条 期限不遵守の効果

ノルウェー工業所有権庁に関して、第 2 章、第 4 章若しくは第 6 章又は第 68 条第 3 段落に定める又はこれに従う期限を遵守せず、その結果権利を喪失した当事者は、それにも拘らず、当該当事者及びその代理人(存在する場合)が合理的に期待される当然の勤勉さを示したことを立証した場合は、請求により事案を処理させるものとする。請求は、期限の不遵守につながった支障がなくなった後 2 月以内かつ当該期限経過後 4 月以内に、書面でノルウェー工業所有権庁に提出する。怠った行為は、同一期限内に実施しなければならない。所定の手数料を納付しなければならない。

第 1 段落は、優先権に関する第 19 条にいう期限、第 49 条第 2 段落及び第 3 段落に明記される決定の審判請求期限又は第 52 条第 2 段落第 2 文に基づく訴訟期限には適用されない。

第 81 条 商標登録簿等に関して

ノルウェー工業所有権庁は、商標登録簿を保管し、登録等を公告する公報を発行する。

何人も、商標登録簿を閲覧し、その認証された印刷出力を受領することができる。印刷出力については所定の手数料を納付しなければならない。

本法に基づいて公知となった書類の写しについて、所定の手数料を納付しなければならない。本段落による印刷出力及び写しの手数料率は、収入合計が当該情報の通信料の実費を超えないようにし、これに合理的な利益を加えた水準に設定する。

第 82 条 本法の規則(手数料等)

国王は、規則において、本法を補充し、施行するための追加規定を發布することができる。

国王は、特に以下に関する規定を發布することができる。

- a) 出願及び異議申立の提出及び処理(ノルウェー工業所有権庁との通信においてノルウェー語以外の言語を使用する権利を含む)
- b) 国際出願及び登録
- c) 出願及び登録の分割及び統合並びにこれに関する手数料
- d) 本法により定める期限の早遅
- e) 商標登録簿の保管及びその閲覧
- f) 本法に基づく公告
- g) ノルウェー工業所有権庁刊行の公報
- h) 手数料率及び手数料の納付

第 12 章 最終規定

第 83 条 施行及び経過規定

本法は、国王の決定する時から発効する。本法が施行される時から、商標に関する 1961 年 3 月 3 日付法律 No. 4 及び団体標章に関する 1961 年 3 月 3 日付法律 No. 5 は廃止される。

第 32 条第 1 段落は、本法の施行後に提出された出願に限り適用される。

本法の施行前になされた商標及び団体標章の登録出願は、商標については 1961 年 3 月 3 日付法律 No. 4 及び団体標章及びその規約については 1961 年 3 月 3 日付法律 No. 5 における規定が満たされた場合に、出願内容の要件が満たされたものとみなされる。

本法の施行前になされた商標又は団体標章の登録は、異議申立後に取消とすること又は商標については 1961 年 3 月 3 日付法律 No. 4 及び団体標章については 1961 年 3 月 3 日付法律 No. 5 に従ってこれが正当化される範囲でのみ無効とすることができる。ただし、第 36 条、第 37 条、第 42 条及び第 43 条における抹消に関する規定は、本法の施行前になされた登録にも適用される。これを除き、本法は本法施行前になされた登録にも適用される。

第 84 条 他の法律の修正
